>

.

公民的分野 比較一覧表

| 項目 数科審会社 | 育鵬社 | 日本文教出版 | 海龍江東 | 200 |
|-----------------|------------|--------|------------------|-------|
| 少子高齢化の課題と対応 | P17 | P 55 | P12~13 | 1 |
| 私たちの生活と宗教 | P24~25 | P15 | 1 6 ~ 1 | 3 - |
| 日本の伝統文化の特徴 | P26 | - 1 | -1 1 -2 1 | 4 C |
| 文化の多様性と異文化理解 | P32 | P19 | N | _ 0 |
| 立憲主義 | P47 | P36 | 1 | ן, רכ |
| 大日本帝国憲法の制定 | P48 | P38~39 | | 5 (|
| 天皇主権 | P48 | P38~39 | | 7 |
| 日本国憲法 | P49 | P38~39 | | χ - |
| 象徴としての天皇 | P51 | P41 | | 0 0 |
| 日本における人権 | P53 | P45 | | 10 |
| 日本の人権思想 | P53 | P45 | | - 1 |
| 基本的人権の尊重(公共の福祉) | P54~55 | P64~65 | P 5 8 | |
| 平和主義 | P56 | P68 | P42 | 42 |
| 平和主義 (自衛隊) | P56~57 | P69 | P42 | - 1 |
| 沖縄と基地問題 | P 5 9 | P71 | P43 | - 1 |
| 憲法改正 | P60~61 | P40~41 | P40~41 | |
| 平等権 | P64~65 | P48 | P47 | 9 |
| 子どもの人権 | P65, 78 | P63 | P45 | 20 |
| 男女の平等・夫婦別姓 | P66~67, 69 | P48~49 | P48 | |
| 外国人(在日韓国・朝鮮人)差別 | P68~69 | P53 | P47 | ω |
| アイヌ民族への差別 | P69 | P52~53 | P47 | |
| 外国人の社会権 | P73 | P49 | P.49 | - 1 |
| 自己決定権 | P 7 6 | P 5 9 | P61 | |
| えん罪 | P106~108 | P109 | P97 | |
| 來自 | 記述なし | P135 | P130~131 | |
| 労働基準法の主な内容 | P139 | P143 | P133 | 29 |
| クワジャガース | P133, 152 | P129 | P121 | 3 0 |

| | The second secon | | | |
|-----------|--|----------|----------|--------|
| 領土問題 | P176~177 | P179 | ·P195 | 3 1 |
| 国家 (愛国心) | P180 | P178 | P171 | 3 2 |
| 国旗・国歌 | P181 | P178 | P171 | 33 |
| 国連での日本の立場 | P185 | 記述なし | 記述なし | 3 4 |
| 地域主義 (統合) | P189 | P182~183 | P175 | သ ၁ |
| 南北問題・南南問題 | P200 | P192~193 | P176~177 | 3 6 |

(

| | 多科書記述子のお話を記述高育・問題となるとものとするにもはも |
|--------|---|
| | 方願社 (P17) 方願社 (P17) ・少子高齢化は先進国共通の現象ですが、日本ではその進行がたいへん速いという特徴があります。そのため、政府をはじめ社会全体の対応が追いついておらず、とくに「介護」が大きな問題となっています。また、子どもを産み育てることは人間にとって喜びであり、その営みこそが次の世代、社会をつくりあげていきます。しかし、そのためには、自分本位の生活習慣から、実族の一員としての生活習慣への転換も必要です。少子化を克服するためには、住事と肯児が西はでき、安心して子育てができる環境整備とともに、私たち一人ひとりの意識改革も必要です。また、高齢化の進む社会を、豊かで活力あるものとするためには、高齢者になっても方実した生活が送れるような社会をつくっていくにとも大切です。健康で元気な高齢者の活躍の場を用意し、その豊かな知識や経験を生かすことによって、社会に新たな貢献をしてもらうこともできます。 |
| | 日本文数出版 (P5) ・ 起たちは、若い時代に家族や企業、社会を支えてきた商齢者の長生きをお祝いしたいと思います。しかし高齢者が増えれば、医療や介護を受ける人の数は増えるため、高齢者のくらしを社会全体で支える制度やしくみを充実しなければなりませた。出産・育児でも、お母さんが安心して子どもを育て、家庭生活と調和させて働けるようになることが必要です。子どもの成長を助ける学校や地域の環境も充実しなければなりません。少子高齢化の解決のためには、私たちの人らしも、政治や絶効のようにないないなかなおよければならないでしょう。少子高齢化を大変な社会問題となっていなか、そのなかでみんなが豊かにくらせる社会をどうつくっていくかを考えなければなりません。現在は先進国を中心に少子高齢化がが思いたが、そがてこの傾向は多くの国に広がるでしょう。世界に先駆けて少子高齢化をむかえた日本がどのようにして問題を解決するかには、世界が注目しているともいえます。私たちの知恵が試される時代に、私たちは生きているのです。 |
| っています。 | 東京書籍(P12~13) ・少子商齢化が進む一方で、家族の形も多様化してきています。日本の家族は、戦後、祖父母と親と子どもで構成される三世代世帯の割合が減少し、親と子ども、あるいは夫婦だけの核家族世帯の割合が大きくなっています。また、共働き世帯の割合が大きくなっています。また、共働き世帯の割合が大きくなっています。また、共働き世帯の割合が大きくなっています。このような社会では、地域社会の役割が大切です。肯児に不安やストレスを感じている人の手助けや、一人暮らしの高齢者への声かけや見守りなど、地域に生活する人々を地域社会全体で支える仕組みづくりが求められています。だれも治安心して暮らせる社会を実現するためには、社会保障の充実が欠かせません。子どもを生み青てやすいように保育所を整備したり、高齢者が安心して暮らしていけるように介護サービスを整備したりするなど、国や地方による支援のいっそうの充実が求められています。一方で、少子高齢化が進むと、高齢者の生活を支える公的年金や医療、介護などの社会保障にかかるお金が増えます。同時に、それを支える現役世代の数が減少するため、国民一人あたりの経済的な負担が重くなります。負担の増加への対応と社会保障の充実をどう両立させていくかが、今日、大きな課題になどう両立きせていくかが、今日、大きな課題にな |

| アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|--|
| - |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| • |
| |
| 15 |
| に大きな影響力をよったいな事材されて、私にでいた。 で大きな影響力をよったいな事材されて、私にで |
| 世界では、中華が日が日が日の寛教の世界では、中華が日が日が日が日が日の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の |
| 世界の多様なサイヤのよう 世界の多様なサイヤのよう では、こうして、こうして、こうして、こうして、こうには、こうには、こうには、こうには、こうには、こうには、こうには、こうには |
| まつた。国や民族でより入信侶の対象なぞでもで |
| 人々に対して、安心と精神的書かれをやすットッ人をに対して、安心と精神的書かれをやすって、 |
| 宗教は人間の生活のなやみや将来に不中をいなく |
| |

| | 费 | 开 | | | | | | | | | ·• | | 点 | 쏌 | 畊 | 华 | 数 | | | | | |
|------------------|-----------------------|------------------------|---------|-----------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---|------------------------|------------------------------|------------------------|-------------------------|----------------------------------|------------------------|----------------------------|--|---|-------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------|
| | 宗教観について記述されている。 | 日本の伝統文化を育んだ背景として、日本人の | • (下線部) | とが大切なのです。 | の心を現在の私たちが受け継ぎ、身につけるこ | くみ、伝えてきた日本人の心でもあります。そ | は、日本人が長い歴史を通じてつちかい、はぐ | 礼儀や生き方などを学ぶことができます。それ | ちたむは 似け 築が ちた 深い 無体 在や 人っし トの | 茶道、書道なども生まれました。伝統文化から、 | 伎などの芸能や相撲や柔道などの武道、そして | 特色でもあります。その土壌の上に、能や駅解 | 化や祭祀 (神仏や祖先をまつること) の大きな | 礼や民俗信仰、年中行事だけでなく、皇室の文 | を祭るようになりました。これらは、神社の祭 | その教えを融合し、お盆や春・秋の彼岸に祖先 | いだいてきました。のちに、仏教が伝わると、 | どの自然を「神」として、おそれと感謝の会を | 時代から、食物をはぐくむ山や海、太陽や水な | つる神道を大切にしてきました。狩猟・採集の | ・日本人は古くから自然を信仰し、祖先の霊をま | 育鵬社 (P26) |
| について記述されている。 | 17 | 日本の伝統文化を育んだ背景として、日本の国土 | • (下線部) | | うと近代文明をとり入れてきました。 | 文化をはぐくみ、明治以降は欧米諸国に追いしい | をとり入れ、江戸時代には鎖国をして再び独自の | ました。安土桃山時代には南蛮貿易で新しい技術 | 代には国内で独自の文化(国風文化)を発展させ | をとり入れ、6世紀には仏教文化が入り、平安時 | | | 交流と独自の発展をくり返して、日本の文化は形 | がれてきました。歴史の面からみると、外国との | 見、雪国のかまくらなども伝統文化として受けつ | また、能、歌舞伎、和太鼓などの芸術、春のお花 | 食住からは、衣替え、日本家屋や庭園、日本料理、 | 七夕、神社の秋祭りなどの年中行事をはじめ、衣 | 他人を思いやるくらし方が育ちました。 お正月や | | ・温帯に属し、山地が国土面積の4分の3を占め、 | 日本文教出版 (P16) |
| 記述 さっている。 | 大陸の東に位置する地理的条件や風土について | 日本の伝統文化を育んだ指몸トして ユーラシア | 〔下線部〕 | \$ | 文化といってよいでしょう。 | 値観や心情も、日本の風土の中で形成された伝統 | や「おたがいさま」といった言葉にいめられた信 | にも伝統的な習慣が見られます。「おかげメート | を楽しんだりするなど、私たちの身近な年年の由 | に合格祈願の絵馬を奉納したり、桜の奉館に井昌 | の生活文化があります。入試の時期になると抽み | けつがわて水庁女命年 用中作用 呼応諾をさい | てあさしがガーット・サイディ ほうゆこめいょう | 日では彼の影響をと言う、これで、これを影響をと言う。 てきべつり | だしゃか女子が応律サティンシャー 石谷サラビ | パンパ、東ン暦中の日と神中としていれていました。ころ | けかない、はいったのと、これが関うしては、日本のは、日本ので | 一川 デュスス・マーエックを手上的の第五フトロ村で広かてさずでのよれば、ルセッサで、ア | した。例えば、海中は中国から胡鉾半島が数十二 | の影響が歩きながい。日本のでは、人類人力 | ('' | 東京書籍 (P18) |

כנ

| ・文化には人類共通の部分(文化の普遍性)とそ ・地界を見おたしてみれば、国・地域や民族によった支地の文化の特有の部分(文化の参様性)が かります。例えば、あいさつを交わすことはど の民族にもある習慣ですが、そのしかたには、 お辞儀をする、塩年をするなどのちがいがみら わます。また、文化に優名はありません。私た を理解し、相手の文化を算質することが大切に すく、異文化理解)。日本には多くの外国人が暮ら すようになりました。在日韓国・朝鮮人だけで なく、アジアや中南米から労働者や留学生としてやってくる人たちも増え、多文化社会が形成されているの方が、あります。 を地のつあります。 を大いては人類共通の部分とそれぞれの文化の特 文化の登録性を尊重する気持ちを持つことが必要を 有の部分があり、また、文化に優劣はないと記 を大いの多様性を尊重する気持ちを持つことが必要を 大化の多様性を尊重する気持ちを持つことが必要を が述されている。 であると記述されている。 ・「下線部) ・「下線部) ・ (下線部) |
|---|
| (b.18) 様々中の大人の大人の大人の人を対して入れに、国・田の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の一人の大人の一人の一人の大人の一人の大人の一人の大人を関しているの大人を関いて、大人の大人を関いて、大人を関いて、大人を関いて、大人を関いて、大人をは、大人をは、大人をは、大人をは、大人をは、大人をは、大人をは、大人をは |
| |

| 书 教 | 教科書記述 | \ |
|---|---|-------------|
| ・[下線部] 立憲主義について、憲法にのっとって国を運営 していくことと記述されている。 | ・憲法は、国の理想や基本的なしくみ、政府と国民との関係などを定めたものです。現代の多くの国の憲法には、歴史・伝統・文化など自国の独自の価値が盛り込まれています。各国は独自の「価値」を憲法に記述することにより、国民に自覚と誇りをもたせています。また、憲法は政治権力が濫用されることのないように抑制するしくみを定めて、国民の福祉を増進する根拠となっています。そして、国民どうしの間の権利侵害に対して、民法・警報その他の法律の解釈を通じて間接的に規律をあたえています。憲法にのっとって国を運営していくことを立憲主義といいます。 | 育鵬社 (P47) |
| ・〔下線部〕 立憲主義について、憲法に基づいて政府をつくり、 政治を行うことにより、権力の乱用を防ごうとす る考え方であると記述されている。 | ・よりよい民主政治を実現するためには、基本的人権の尊重など、私たちがともに生きていくうえでたいせつにすべき原則を明らかにして、それを政治権力が守るしくみをくふうしなければなりません。このような国の政治の基本的なあり方を定める法を憲法といい、憲法に基づいて政府をつくり、政治を行うことにより、権力の濫用を防ごうとする考え方を立憲主義といいます。立憲主義の実現のために、多くの国で、憲法は国の最高法規であるとされています。憲法の改正には慎重な手続きが定められ、憲法に違反する法律や命令は効力をもちません。このように、立憲主義に基づいて、人権の保障や権力分立を定める憲法を、立憲主義の憲法といいます。 | 日本文教出版(P36) |
| ・〔下線部〕 立憲主義について、政治権力から人権を守り、保 障していくために、憲法によって政治権力を制限 する考え方であると記述されている。 | | 東京事籍 (P38) |

| | | | | 楔 | 开 | | | | | | | | | | | 洪 | 뺨 | 畊 | 英 | 数 | | · | | | |
|-------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------|------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------|
| れている。 | る。また、内外ともに高く評価されたと記述さ | - と、回 | かかわったこと、行政は国務大臣が助言してい | 法律の制定には国民の意思が反映された議会が | 大日本帝国憲法について、天皇主権であるが、 | • [下線部] | 高く評価されました。 | ジアで初めての本格的な近代憲法として内外に | 権利と自由が保障されました。この憲法は、ア | とされました。また、国民には法律の範囲内で | (助言) によること、司法は裁判所が行うこと | 賛 (承認) によること、行政は国務大臣の輔弼 | <u> </u> | を行使するものと定められました。具体的には、 | つ)ものであるが、憲法の規定に従って統治権 | り、国の統治権を総攬する(すべてまとめても | ことを明らかにしました。天皇は国の元首であ | は万世一系の天皇が統治する立憲君主制である | 度をいかに結びつけるかに力がそそがれ、日本 | この憲法では、日本の伝統文化と西洋の政治制 | 22) 年、大日本帝国憲法として公布しました。 | 究を行い、約8年の歳月をかけて、1889(明治 | 究するとともに、日本の歴史や伝統、国柄の研 | ・政府は伊藤博文らを中心に欧米の憲法を調査研 | 育鵬社 (P48) |
| | ったと記述されている。 | をおさえきれなくなり第二次世界大戦へとつなが | 内閣も役割も限定されていたために、軍部の暴走 | 民の権利」は法律の範囲内の保障であり、議会や | 大日本帝国憲法について、国民に与えられた「臣 | • [下線部] | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | 界大戦への道をあゆむことになりました。 | 部の暴走をおさえきれなくなり、日本は第二次世 | ために | 囲内で保障されるにとどまりました。また、議会 | 天皇があたえる「臣民の権利」であり、法律の範 | れていました(天皇主権)。憲法が定める権利は、 | 帝国憲法においては、主権が天皇にあると考えら | る政党が内閣をつくることもありました。大日本 | 大正デモクラシーの時期には、議会で多数を占め | どの権利や権力分立も定められていました。また、 | 法により統治権を行使するとされ、信教の自由な | は、日本で最初の立憲主義の憲法です。天皇は憲 | ・1889年に制定された大日本帝国憲法 (明治憲法) | 日本文教出版(P38~39) |
| | | | されている。 | が法律によって制限できるものであったと記述 | 大日本帝国憲法では国民に与えた「臣民の権利」 | ・(下線部) | | | | | | | | でた。 | 日本国憲法の制定主で持たかければもの議員とは、 | ても制限されないという真の人権用組の確かは | だわもが生まれながらに捧っており、洗練によく | する政治活動がしばしば加圧され、ました人権は | 世本をおおい、「とは、「というのものなどの無いのません。」 | の権利」を持つと定められ、その権利に共争によ | 国民は主権者である天皇からあたえられる「臣民 | (明治 22) 年に発布された大日本帝国憲法では | ら人権の思想が伝えられました。しかし、1889 | | 東京書籍 (P37) |

| | | 数 | 77 | | , | | | | | | · | | | 爲 | 뺍 | 榊 | 煂 | 数 | | | | | |
|-------|--|--|------------------------|---------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|--------------------------|--|-------------------------------------|---------------------------------------|--|---|----------------------------------|------------------------|-----------------|
| 1~ '' | かかわったこと、行政は国務大臣が助言していたこと、司法は裁判所が行ったと記述されてい | 法律の制定には国民の意思が反映された議会が | 大日本帝国憲法について、天皇主権であるが、 | • 〔下線部〕 | 高へ評価されました。 | ジアへ初めての本格的な近代憲法として内外に | 権利と自由が保障されました。この憲法は、ア | とされました。また、国民には法律の範囲内で | (助) によること、司法は裁判所が行うこと |) によること | 律の制定 | を行使するものと定められました。具体的には、 | つ)ものであるが、憲法の規定に従って統治権 | り、国の統治権を総攬する(すべてまとめても | ことを明らかにしました。天皇は国の元首であ | 3 | 度をいかに結びつけるかに力がそそがれ、日本 | この憲法では、日本の伝統文化と西洋の政治制 | 22)年、大日本帝国憲法として公布しました。 | 、 約8年の歳月をかけて、18 | 究するとともに、日本の歴史や伝統、国柄の研 | ・政府は伊藤博文らを中心に欧米の憲法を調査研 | 周期在(748) |
| | | ا ا ا | 大日本帝国憲法においては、主権が天皇にネスト | ・〔下線部〕 | | (p 3 9) | かったったったったったっと | により成立しま | ・このように、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改 | 界大戦への道をあゆむことになりました。 | 部の暴走をおさえきれなくなり、日本は第二次申 | や内閣の役割も限定されていたために、やがて留 | ИЭ | 天皇があたえる「臣民の権利」であり、法律の統 | れていました (天皇主権)。 憲法が定める権利は | | | 大田アネクラシーの時期では、鎌州と外巻やまさ | ガの権利や権力分分や行めてもよう | 治により統治権を行使するアメゼ、信義 | 本文学館の対象が観りを対し、に | ・1889 年に制 | 日本文数出版(P38~39) |
| | 「通りが出る状だっ、人権の保障を銀だしていると記述されている。 | 1 年国原内は、戦制の大量王権を台定して国民主権の同権を授用1 一 特の同様さなに、 ニ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 日本田神光子 巻歩うナルトキャート・コメヨ | • 「 | | | | | | | | | • | | | 門入権の導風は、日本国憲法の三つの基本原理で十 | 米で見回しています。国民王権、平和主義、基本名・権の権係は、「十四十) | 土物、つ又合「طしいへ、半粒を求めて戦争の披 無ながず」と、よう「ロー、」 |)。また、多への骸衽を出した戦争と戦前の軍国 十巻。6円分に共 ぎ ニー・ | 権 2 尿 短 名 採 田 し、 人権 0 保 障 を 強 化 し て い ま イ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ・14年四瀬法は、戦前の天皇主権を否定して国民主権の原始されて、 | 大八重新(F39) | - 1 |

| 开`费 | 教科書記述 |
|---|--|
| ・〔下線部〕 政府の改正案が GHQ に拒否され、GHQ が日本 国憲法の草案を作成したと記述されている。 | す鵬社 (P49~) ・1945 (昭和 20) 年に日本はポツダム宣言を受け入れ、第二次世界大戦が終わりました。連合国は、大日本帝国憲法の下での政治体制が戦争のおもな原因だと考え、日本の民主主義的傾向を復活強化して、連合国にふたたび脅威をあたえないようにするために、徹底した占領政策を行いました。連合国軍総司令部(GHQ)はこれを拒否し、連合国軍総司令部(GHQ)はこれを拒否し、直方1週間で憲法草案を作成しました。日本政府に決め、政府法大日本帝区け入れるようきびしく迫りました。日本政府に共出しました。改正案として1946 (昭和 21) 年 6 月に帝国議会に提出しました。改正案は一部の修正を経たのち、11 月 3 日に由本国憲法として公布され、翌年 5 月 3 日に施行されました。日本国憲法は戦後の政治原理として国内はもちろん、国外にも広く受け入れられました。 |
| ・〔下線部B〕 GHQ の草案をもとに憲法草案が作成されたと記述されている。 | 日本文教出版 (P38~39) ・1945年8月、日本はポツダム宣言を受け入れて連合国に降伏しました。ポツダム宣言には、軍国主義を取り除くこと、民主主義を強化すること、基本的人権を尊重することなど、日本がとるべき政治の方針が示されていました。 政府は、連合国軍総司合部 (GHQ) が示した草案に基づいて憲法草案をつくりました。この憲法改正草案は、一部修正のうえ可決されました。そして、1946年11月3日に日本国憲法として公布され、1947年5月3日から施行されました。このように、日本国憲法は、大日本帝国憲法を改正する手続きにより成立しましたが、天皇主権を否定し、国民主権を基礎とする、まったく新しい憲法です。 |
| ・〔下線部〕 政府の改正案は天皇主権を維持しており民主化 が不十分なため、GHQが草案を作成したと記述 されている。 | 東京書籍(P39~) ・1945(昭和 20)年 8 月、日本はポツダム宣言を受け入れて降伏し、第二次世界大戦は終わりました。そして、日本は軍国主義を捨て、平和で民主的な政府を作ることになりました。政府が初めに作った憲法改正案は天皇主権を維持していたため、連合国軍最高司令部(GHQ)は民主化が不十分であるとして自ら草案を作成し、政府はそれを基に改正案を作り直しました。改正案は、帝国議会で審議され、一部修正のうえ可決されました。日本国憲法は、戦前の天皇主権を否定して国民主権の原理を採用し、人権の保障を強化しています。また、多くの犠牲を出した戦争と戦前の軍国主義への反省に基づいて、平和を求めて戦争の放棄を宣言しています。 |

| | | | | | 农 | 衽 | | | | | | | | | | | | | | | | 料 | 뱬 | 聯 | 华 | 教 | | | | | | × |
|--------|-----|---------------------------|------------------------|---------------------------------------|-----------------------|------------------------|--------|--------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------------|------------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------------|---------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------|------------------|
| | | ーがおかっていると記述されている。 | 国民統合の象徴にやかわしい数多への職務にた | も、外国への親善訪問などの公的行為と国家と | 二 | 天皇心 | ・〔「薬部〕 | っています。 | となっており、現代の立憲君主制のモデルとな | を体現したり、国民の統合を強めたりする存在 | 本国を代表し、古くから続く日本の伝統的な姿 | らず、中立・公平・無私な立場にあることで日 | たずさわっています。天皇は直接政治にかかわ | と国民統合の象徴にふさわしい数多くの職務に | や全国植樹祭への臨席などの公的行為と、国家 | 国内各地、福祉施設などの視察、国民体育大会 | 外国への親善訪問や外国からの賓客との会見、 | 憲法に定められたこれらの国事行為以外にも、 | の任免などがあります。(6 条・7 条) 天皇は、 | 国政選挙の施行の公示、国務大臣その他の官吏 | <u>政令・条約の公布、国会の召集、衆議院の解散、</u> | 基づく最高裁判所長官の任命、憲法改正・法律・ | 名に基づく内閣総理大臣の任命、内閣の指名に | います。(3 条・4 条) 国 | 利を行使する能力と資格)を有しないとされて | | と述べています。天皇は、内閣の助言と承認に | 主権の存する日本国民の総意に基づく」(1条) | あり日本国民統合の象徴いあって、この地位は、 | ・日本国憲法は、天皇について「日本国の象徴な | 育鵬社 (P51) | 条 嵌 つ フ 、 |
| | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | の助暦と承認により行うと記述されている。 | 天皇は、憲法に定められた国事行為のみを、内閣 | ・〔下線部〕 | | | | | | | | | | | | | | | | 、内閣がその責任を | より行います。これらの国事行為は形式的・儀礼 | 間の助言と | .⊤ K | (皇は、国政 | ます。日本国憲法には、国民主権のもとで国政は | κ | ・天皇は日本国と日本国民の象徴であり、この地位 | 日本文教出版 (P41) | |
| られている。 | *** | たのない範囲 り、公的な活動を 作ったい を、学派 | の外国訪問など、法的、政治的な権限の行使に当 | である。また、国事行為以外にも国際親善のため | 国事行為を行うときは内閣の助言と承認が必要 | 天皇は、憲法に定められる国事行為のみを行い、 | ・〔下線部〕 | | | | | | | | | | | | ľ | | 被災地の訪問など、法的、政治的な権限の行庙に | も、国際規善のための外交訪問や、寸曲への参加 | ov≅ ľ | は、内閣によの町にて破壊が、即に、その者在は、 | 為のみを行います。天皇が国東行為を行ちよる | | ました(憲法第1条)。天皇は、国の政治につい | 権者にある国民の総献に基づくやのケ庁をでも |)「像衡」となり、その英 | ・日本国憲法では、天皇は主権者ではなく、日本国 | 東京書籍 (P41) | |

| ı | ш |
|---|--------|
| | M |
| ı | n |
| ı | 3 |
| 1 | ** |
| ı | 5 |
| ı | 4 |
| | S |
| ı | / |
| ı | \leq |
| Į | 孤 |
| | |

| 刃 楔 | 数科書記述 |
|--|--|
| ・[下線部] 日本国憲法では、西洋の人権思想に基づきなが ら基本的人権を、「侵すことのできない永久の権 利として信託されたもの」(97条)とし、多くの 権利と自由を国民に保障していると記述されて いる。 | 育鵬在 (P53) ・日本でも、大日本帝国憲法を制定する際、古くから大御宝と称された民を大切にする伝統と、新しく西洋からもたらされた権利思想を調和させ、憲法に取り入れる努力がなされました。大日本帝国憲法では、国民には法律の範囲内において権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とするとされました。(法律の留保) 日本国憲法では、西洋の人権思想に基づきながら基本的人権を、「侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(97条)とし、多くの権利と自由を国民に保障しています。 |
| ・[下線部] 日本国憲法は、参政権や社会権も保障して、この ような人権が、「人類の多年の努力によって、これ を保持しなければならない。」(第 12 条)として、 人権保障の考えを徹底しようとしていると記述さ れている。 | 日本文教出版 (P45) ・日本国憲法は、アメリカ独立宣言などと同様に、人が生まれながらにもつ自由や平等の権利を、基本的人権として保障しています。その根本には、「個人の尊重」の考え方があります。それが、「すべての国民は、個人として尊重される。」(第13条)にあらわされています。さらに、日本国憲法は、参政権や社会権も保障して、このような人権が、「人類の多年の努力によって、これを保持しなければならない。」(第12条)として、人権保障の考えを徹底しようとしています。 |
| ・[下線部] 法律によっても制限されないという真の人権思想の確立は、日本国憲法の制定まで待たなければならないと記述されている。 | 東京書籍 (P37) ・日本では、明治時代に、ヨーロッパやアメリカから人権の思想が伝えられました。しかし、1889 (明治 22) 年に発布された大日本帝国憲法では、国民は主権者である天皇からあたえられる「臣民ノ権利」を持つと定められ、その権利は法律によって制限できるものでした。実際に、政府を批判する政治活動がしばしば抑圧されました。人類はだれもが生まれながらに持っており、法律によっても制限されないという真の人権思想の確立は、日本国憲法の制定まで待たなければなりませんでした。 |

| _ | ١ | H |
|---|---|---|
| | l | S |
| | ١ | ⋛ |
| | l | 強 |
| | ١ | 蒾 |
| | ı | 强 |

| 对 费 | 数科書記述 | |
|--|---|-----------------|
| ・(下線部) 大日本帝国憲法を制定する際、古くから大御宝 大田本帝国憲法を制定する際、古くから大御宝 と称された民を大切にする伝統と、新しく西洋 からもたらされた権利思想を調和させ、憲法に 取り入れる努力がなされたと記述されている。 | ・日本でも、大日本帝国憲法を制定する際、古くから大御宝と称された民を大切にする伝統と、新しく西洋からもたらされた権利思想を調和させ、憲法に取り入れる努力がなされました。大日本帝国憲法では、国民には法律の範囲内において権利と自由が保障され、その制限には議会の制定する法律を必要とするとされました。(法律の留保) 日本国憲法では、西洋の人権思想に基づきながら基本的人権を、「侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」(97条)とし、多くの権利と自由を国民に保障しています。 | 育鵬社 (P53) |
| ・[下線部] 日本国憲法は、アメリカ独立宣言などと同様に、 人が生まれながらにもつ自由や平等の権利を基本 的人権として保障していると記述されている。 | ・日本国憲法は、アメリカ独立宣言などと同様に、 人が生まれながらにもつ自由や平等の権利を、基本的人権として保障しています。その根本には、「個人の尊重」の考え方があります。それが、「すべての国民は、個人として尊重される。」(第13条)にあらわされています。さらに、日本国憲法は、参政権や社会権も保障して、このような人権が、「人類の多年の努力によって、これを保持しなければならない。」(第12条)として、人権保障の考えを徹底しようとしています。 | 日本文数出版 (P45) |
| ・(下線部) 日本では、明治時代に、ヨーロッパやアメリカから人権の思想が伝えられたと記述されている。 | 東京書籍 (P37) ・日本では、明治時代に、ヨーロッパやアメリカから人権の思想が伝えられました。しかし、1889 (明治 22) 年に発布された大日本帝国憲法では、国民は主権者である天皇からあたえられる「臣民ノ権利」を持つと定められ、その権利は法律によって制限できるものでした。実際に、政府を批判する政治活動がしばしば抑圧されました。人類はだれもが生まれながらに持っており、法律によっても制限されないという真の人権思想の確立は、日本国憲法の制定まで待たなければなりませんでした。 | The the day May |

| 数科書記述 | <u> </u> |
|--|-----------------|
| ・憲法は、国民にさまざまな権利や自由を保障していますが、これは私たちに好き勝手なことを許したものではありません。 憲法は、権利の主張、自由の追求が他人への迷惑や、過剰な私利私欲に陥らないように、また社会の秩序を混乱させたり社会全体の利益を損なわないように戒めています。 憲法に保障された権利とは、「国民の不断の努力」(12条)に支えられて行使されなくてはなりません。憲法では、国民は権利を濫用してはなりません。憲法では、国民は権利を濫用してはなりません。憲法では、国民は権利を濫用してはならず、「常に公共の福祉のためにこれを利用する | 育鵬社(P54~55) |
| ・自由とは何をしてもよい、勝手気ままに行動してよい、ということでは決してありません。人権についても同じです。ある権利が憲法によって保障されているからといって、自分の権利だけを主張して保障せよ、とはいえません。 例えば、表現の自由が保障されているからといって、他人のプライバシーや名誉を侵害することは許されないし、信数の自由があるからといって、他人の身体を傷つける宗教行為を行うことは許されません。また、職業選択の自由があるからといって、自由に病院や美容院を開業できるわけでは | 日本文教出版 (P64~65) |
| ・人権は本来、法律によってもおかされない権す。しかし、法律による人権の制限が、憲法らして認められる場合があります。例えば、の自由が認められているかといって、他人のを侵害するような言論は許されず、法律によ処罰されます。 このように、人権には、他人の人権を侵してらないという限界があります。また、人権は、が同じ社会の中で生活していく必要から制れることがあります。このような人権の限界のファネーの本国等注は、社会会はの記述 | 東京書籍 (P58) |

場合によって検討することがたいせつです。 何のために、どの程度制限されるか、 **共の福祉」の名をかりて、簡単に制限されない。** うに注意する必要があります。どのような人権が この限界を公共の福祉という言葉であらわしてい めにこれを利用する責任を負ふ。」(第12条)と また、公共施設のための所有地の収用、農地など 同時にほかの人々の人権を守るという責任がとも が必要です。このように、個人の人権の主張には、 な役割を負っています。 ります。日本国憲法は、 土地の利用の制限、建造物の種類や高さの制限な ないます。 てはならないのであって、常に公共の福祉のた 、政策的な観点から自由が制約されることもあ それが正当な制限であるかを判断する重要 (第12・13条)。 _しかし、p大切な人権が「2 自由および権利は、 それぞれの 1 艦用

> の名誉 、表現 ر ال 光に照 権利で

国民は常にそれらを公共の福祉のために利用す <u>す。</u>日本国憲法は、自由や権利の乱用を認めず めであるか、 る責任があると定めています。(憲法第12条) <u>味する「公共の福祉」という言葉で表現していま</u> <u>合は、それが具体的にどのような公共の福祉のた</u> あってはなりません。人権を制限しようとする場 に判断して、 しかし、何が公共の福祉にあたるかを国が一方的 人々の人権を不当に制限することが 慎重に検討する必要があります。 上国憲法は、社会全体の利益を意 制限さ界や制

ありません。

医師や美容師になるには特別な資格

憲法で保障された権利とは、「不断の努力」の支えがなくてはならないと記述されている。また、憲法では、国民は権利を濫用してはならず、「常に公共の福祉のためにこれを利用する責任」があると定められていると記述されている。

・【ア林部】

憲法では、自由および権利は濫用してはならないのであり、その限界を「公共の福祉」という言葉であらわしている。

また、人権が「公共の福祉」の名をかりて簡単に制限されないよう注意が必要であり、裁判所が正当な制限であるか判断する重要な役割を負っていると記述されている。

[下練部]

人権には他人の人権を侵してはならないという 限界があり、その限界や制限のことを日本国憲法 は「公共の福祉」という言葉で表現している。 また、国が公共の福祉を一方的に判断して、人権 を不当に制限してはならず、慎重に検討する必要 があると記述されている。

| 五 教 | 数科 書 記 述 |]- |
|---|---|----|
| ・【下級部】 憲法は、「自国を守る最低限度の戦闘」までも禁じているものではなく、必要最小限度の実力を持つことは許されるという政府見解を示すとともに、憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については、今なお議論が続いていると結んでいる。 | 主権国家には国際法上、自衛権があるとされ、 世界各国は相応の防衛力を持っています。日本 政府も、日本国憲法前文に「平和を愛する諸国 民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生 存を保持しようと決意した」と記した国際政治 の理想と、現実の国際政治とが異なっているこ とから、防衛体制の整備や強化など、現実的な 対応をしてきました。 自衛隊は日本の防衛には不可欠であり、また災 害時の救助活動などでも国民から大きく期待さ れるとともに信頼されています。 しかし、日本国憲法第 9 条には「戦力」の不保 持がうたわれています。そのためこの憲法下で 自衛のための実力がもてるのかという職論がな されてきました。政府は、ここでいう戦争とは 「他国に侵攻する攻撃」をさし、「自国を守る最 低限度の戦闘」までも禁じているものではなく、 自衛のための必要最小限度の実力を持つことは 憲法上許されると解釈し、自衛隊を憲法 9 条に 違反しないものと考えています。憲法の規定と 自衛隊の実態との整合性については、今なお議 論が続いています。 | |
| ・(下線部) 「武力によらない自衛権のみが許容される」「自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえている」などの理由から、憲法に違反しているという指摘について提示し、これらの指摘に対する政府見解を示すという形をとっている。 | 日本文教出版 (P69) ・1950年に朝鮮戦争が始まると、連合国軍総司令部の指示によって、国内の治安を守るために警察予備隊が設置されました。その後、保安隊をへて、1954年にわが国の防衛を主たる任務とする自衛隊となりました。自衛隊はわが国の平和と安全を守る役割を果たしていますが、憲法が保持を禁止する「戦力」とのかかわりについて、さまざまな意見があります。たとえば、第9条は武力によらない自衛権だけを認めているとか、自衛隊の装備は自衛のための最小限の実力をこえているなどの理由から、自衛隊は憲法に違反しているのではないかという指摘があります。これに対して政府は、主権国家には自らを守る自衛権があり、自衛のための必要最小限の実力は禁じていないから、自衛隊は、憲法の禁止する「戦力」にあたらないとしています。 | |
| ・[下線部] 自衛隊と憲法 9 条の関係について、政府見解を示 したうえで、それに反する意見があると記述され ている。 | 東京書籍(P42) ・日本は、第二次世界大戦で他の国々に重大な損害をあたえ、自らも大きな被害を受けました。そこで、日本国憲法は、戦争を放棄して世界の恒久平和のために努力するという平和主義をかかげました。憲法第9条は、戦争を放棄し、戦力を持たず、交戦権を認めないと定めています。日本は国を防衛するために自衛隊を持っています。自衛隊と憲法第9条の関係について、政府は、主権国家には自衛権があり、憲法は「自衛のための必要最小限度の実力」を持つことは禁止していないと説明しています。一方で、自衛隊は憲法第9条の考え方に反しているのではないかという意見もあります。 | |

| 书 教 | 教科書記述 |
|--|---|
| ・【下級部】 日米安保体制は、アジア太平洋地域の平和と安全に不可欠であると記述している。また、日本政府は沖縄をはじめとする各地域の実情にあった負担軽減を行っていると記述されている。 | 市鵬社 (P59) ・日米安全保障条約に基づく日米安保体制は日本の防衛の柱であり、アジア太平洋地域の平和と安定に不可欠です。一方で、地域住民の生活環境への影響を考え、日本政府は沖縄をはじめとする各地域の実情にあった負担軽減を行っています。沖縄では、基地の整理・縮小や住宅密集地区にある普天間飛行場の辺野古への移設などを進めています。 |
| ・〔下線部〕 アメリカ軍基地は、1972年の日本復帰後も多く残されたまま今にいたっており、基地の整理・縮小を求める動きはねばり強く続いています。日米政府間では、沖縄のアメリカ軍の拠点の一つである普天間基地を、辺野古沖に移転することが決まったが、住民の反対もある。アメリカ軍の駐留は、地域の治安や住環境にかかわる問題があるのと同時に、借地料や雇用などの面で沖縄の経済と深くかかわっているなど、多面的な問題をもっていると記述されている。 | 日本文教出版 (P71) ・戦後も沖縄はアメリカの施政権下におかれ、1951年締結の日米安全保障条約で存続したアメリカ軍基地は、1972年に日本復帰後も多く残されたまま全にいたっています。そのあいだも基地の整理・箱小を求める動きはねばり強く続き、1966年に行われた条例に基づく県民による住民投票も賛成が多数を占めました。その後、日米政府間で、沖縄のアメリカ軍の拠点の一つである普天間基地を、名護市の辺野古沖に移転することが決まりましたが、住民の反対もあります。アメリカ軍の駐留は、地域の治安や住環境にかかわる問題があるのと同時に、借地料や雇用などの面で沖縄の経済と深くかかわっているなど、多面的な問題をもっています。 |
| ・〔下線部〕 アメリカ軍基地は、1972年に日本に復帰した後も残り続けた。これに対して、アメリカ軍施設を縮小し、なくそうとする運動も続けられ少しずつ日本に返還されてきた。政府間では、普天間飛行場に変わる基地について、辺野古沖に設けることで合意されたが、反対している住民も多くいると記述されている。 | 東京書籍(P43) ・ 沖縄は戦後、アメリカの統治下に置かれ、1972年に沖縄県として日本に復帰した後も、基地をはじめとするアメリカ軍施設が残り続けました。これに対して、アメリカ軍施設を縮小し、なくそうとする運動も続けられ少しずつ日本に返還されてきました。しかし、2013(平成25)年現在、日本にあるアメリカ軍施設(専用施設)のうち約39%、面積では約74%が依然として沖縄県に集中しています。1966年に行われた住民投票では、施設縮小への賛成が多数をしめました。それを受けて、同年、日本とアメリカの協議により、この問題に関する報告書がまとめられました。報告書には、住宅密集地である普天間飛行場など、沖縄県にあるアメリカ軍施設のうち面積で5分の1に当たる部分を、日本側に返還する計画などが盛りこまれました。普天間飛行場にかわる基地について、政府間では名護市の辺野古沖に設けることで合意されましたが、反対している住民も多くいます。 |

| 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | , |
|---|---|-------|------------------|--|----------|--|-----------------------------|-----------------------|----|---|------------------------|------------------------|-----------------------|--|------------------------|--|-------------------------|--|---|--|-----------------------|------------------------|----------------|------|
| | 式 楔 | | | , | | | | | | | | | ·. | Ä | 們: | 畊 | 体 | 教 | | | | | • | 憲治 |
| | (「厥即) 憲法を絶対不変のものと考えてしまうと、時代 とともに変化する現実問題への有効な対応を妨 げることにもなりかねない。 | (下独如) | こよる改正の是非が諮られることに | 法審査会で、国会に提出された憲法改正原案の審査が行われ、国会の議決を経た上で、国民や | * | 国民投票など具体的な手続きを定めた国民投票 法が制定され、2010(平成 22)年 5 月 18 日に | ります。2007 (平成 19) 年、憲法改正のための | を、主権者である国民が区別していく必要があ | 1< | ト・トを踏手の世の大曲のイートや部になったにしている。「一人からららって間をのはは、多層、「一般の人」 | بي | 易にかつ頻繁に改正されれば憲法への信頼感が | ることにもなりかねません。しかし、あまり安 | 超近个後のものと考えてしまっと、時代とともに変化する現実問題への有効な対応がよまたげ | | け、過半数の賛成を得なければならないという | で国会が発議(提案)したのち、国民投票にか | 参議院それぞれの総議員の3分の2以上の賛成 | | _ | のにしたり、条文の表現を改めたりするために | ・憲法改正の手続きは、憲法を現実に対応したも | 育鵬社(P60~61) | 憲法改正 |
| | (「厥即」 社会の状況などの変化に応じて、憲法を改正する 必要が生じることがある。憲法改正の手続きは、 法律の改正よりも厳格に定められている。 | | | | | 1 | | | | 90 | 最高法規の改正には、慎重な判断が必要だからで | 治においてたいせつにすべき原則にかかわる国の | | 成で、憲法は改正されることになります。このように、憲法は改正されることになります。このように、憲法を正の出籍され、当毎の平にしては、 | 議します。次に、国民投票が行われ、過半数の賛 | 分の2以上の賛成で国会が憲法改正案を国民に発 | て参議院やたがたの | が哲することを行めていま | | イな三名の法職 | 田 | | 日本文教出版(P40~41) | |
| | 【下級部】日本国憲法は、国の最高法規である憲法改正について、一般の法律の改正とは異なる慎重な手続きを定めている。 | | | | | | | | | | ているからです。 | 権の原理をより強く反映なみなべきがトキャでも | 四 | れます。憲法改正において国民投票が採られてい | 有効投票の過半数の賛成を得ると、矢浜がみによ | 国はは国民で対して、東京政団の名職をします。その後、その安庁教でしてと国国も国共でする。 | 4.16歳戻り3万ツィズ上の貧以で見込むため、 | **9 C、 糸嚢宮の多嚢宮、抽機のだます。 たれだせば難回 C 3 くらご 「 C 様式 L l j st っ | 4、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1 | プレン、一阪の佐伊以近とは異なる、慎重な手続きならみアンギナー事法な一時のに | 一郎の沖海北丁) 注用 t こ | 七、大學 | 甫古黒銋 (DΛ0〜Λ1) | |

| ば憲法への信頼感が損なわれてしまう。国際社会への現実や時代の変化、国家、社会の要請などに応じなくてはならない部分とその時その時の世論をこえてしっかり守っていかなくてはならない部分を、主権者である国民が区別していく必要があると記述している。 |
|---|
|---|

基本的人権など、民主政治において大切にすべき 原則にかかわる国の最高法規の改正には、慎重な 判断が必要だからであると記述されている。

憲法改正において国民投票が採られているのは、 憲法が国の政治権力を制限し、国民の人権を保障 するという重要な法であるため、国民主権の原理 をより強く反映させるべきだと考えられているか らであると記述されている。

| | 楔 | # | | | | | | | | | | | | | | | | | | | • | ٠ | 述 | 們 | 軸 | 体 | 教 | · | | | | _ | 十九十五 |
|---|-----------------------|------------------------|-------------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|-------------|------|
| | ないものと考えられていると記述されている。 | 憲法が禁止する差別とは、合理的な根拠をもた | 〔下線部〕 | 果の平等にも配慮されています。 | ないように、緊進課税などの政策がとられ、結 | 一方で、経済的活動などによって格差が広がら | たの成績がちがってへるのはやむやえまもん。 | 等に関かれていなければいけませんが、それぞ | と、テストや運動会の競争への参加の機会は平 | う意味(機会の平等)です。わかりやすく言う | とは投票や教育、雇用などの機会が等しいとい | る態度が必要です。また、憲法が保障する平等 | いを認め合いながらたがいを人間として尊重す | うまへ締存していくためには、そのようなもが | 基づいて人間関係を築いています。人間関係を | 司と胡下のように、年齢や立場のちがいなどに | 大人と子ども、親と子、先生と生徒、職場の上 | うばう結果になることもあります。例えば人は | 行きすぎた平等意識は社会を混乱させ、個性を | な根拠をもたないと考えられているからです。 | ありません。憲法が禁止する差別とは、合理的 | を無視した一律な平等を保障しているわけでは | る。一方で、憲法は人間の才能や性格のちがい | た差別は一日も早くなくさなければなりませ | 定めています。(法の下の平等、平等権) そうし | 会的身分などによって差別されてはならないと | 法の下に平等」(14条) たあり、人種や祖別、社 | ません。癥治は「 | | はそのようなちがいを | # | | 子个曲 |
| | と記述されている。 | た差別は、個人の尊重の観点から許されないこと | 生まれや性別、肌の色、身体の障がいを理由とし | 〔下線部〕 | | | | | | | | | | | | | | | ļ. | なな | lest. | 別の色、身体の | 平等を保障しているのです。人の生まれや、人が | き別が | 色別など、歴史上へり返さ | | 社会的身分などを理由にして差別されないと定め | 認して、さらに、人種(民族を含む)、信条、性別、 | 法は、すべて国民が法の下に平等であることを確一 | いを受ける権利(平等権)があります。日本国憲 | ・人はだれでも個人として尊重され、平等なあつか | 日本文教出版(P48) | |
| N | いる。 | 個人の尊重の原理を侵すものであると記述されて | 特に「生まれ」による差別は、平等権に強く反し、 | [() () () () () () () () () (| | | | | | | | | | | | | | • | | | | | | | ŀ | 1 I | の尊重の原理をおかすもの | 特に「生まれ」による差別は、平等権に陥く反し | *** | ٦ ا | ・全ての人は平等な存在であって、平等なあつがい | 東京書籍 (P47) | |

| | | | | | | | | 零 | 其 | | Γ | | | ٠. | : | | | | 岸 | 맹 | 蛐 | 椞 | 数 | • | | | | | - |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|----------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-----------------|--------|
| 努力が進められていると記述されている。 | ての尊厳に値する生活を保障していこうとする | さらに、世界のすべての子どもたちに人間とし | が加えられていると記述されている。 | 煙など、みまがまな権利や自由についても制限 | ざまな法律上の保護を受ける。同時に飲酒や喫 | おかれたり、少年法の適用を受けるなど、さま | 肉体的・精神的に未熟なので、親の監護の下に | | 憲法はすべての国民に基本的人権を保障してい | • [¬驗呰] | いこうとする努力が進められています。 | ちに人間としての尊厳に値する生活を保障して | 子どもも増えており、世界のすべての子どもた | 中で親から虐待を受けたり、捨てられたりする | す。しかし、先進国でも、家庭が崩壊していく | 境から敷い出すことを目的にしていた条約で | ともと発展途上国の子どもたちを劣悪な生活環 | 利に関する条約が採択されました。これは、も | 1 ・さらに 1989 (平成元) 年には、国連で児童の権 | | ど、さまざまな権利や自由についても制限が加 | の保護を受けます。同時に飲酒・喫煙の禁止な | v 少年法の適用を受けるなど、さまざまな法律上 | 的に未熟なので、親の監護の下におかれたり、 | 子どもは心身の成育段階にあり、肉体的・精神 | ます。子どもも例外ではありません。しかし、 | ・憲法はすべての国民に基本的人権を保障してい | 青鵬社 (P65) (P78) | てロップス再 |
| | | | | | | | 要な役割であると記述されている。 | 人権を国際的に保護する活動は、現在、国連の重 | 児童(子ども)の権利条約などの採択を含めて、 | ・〔下線的〕 | | | | | | | | | | (子ども)の権利条約などの採択を含めて、人権 | 別撤廃条約、難民条約、女子差別撤廃条約、児童 | 1966年に国際人権規約が採択されました。人種差 | の人権保障の水準を掲げ、それを実現するために、 | いて採択された世界人権宣言は、達成すべき共通 | ミした。1948年に国 | 輝なーし | ・社会が変化して、人・もの・情報が国境をこえる | 日本文数出版(P63) | |
| | | | | | | もも一人の人間として尊重され、健やかに成長す | 酒や喫煙などの特別の制限を受けたりする。中と一 | | 子どもにも人権が保障されている。子どもはまだ | ・〔下線的〕 | | | | | | - 1 | つが来の世神で四種「アードでのを落世が引くと」 | が権性なびを行るといった。国は、イブやの曲右 | し、生きる権利や黄原を表明やな権利。休息に持 | た。いの依然は、中ブやや人権や権してする権害 | 約」を、日本は1994年(平成 6)年に井浦1年1 | 国際連合で採択された「イブや(旧音)の権利を | 確やかれ成長する権利を持つといれず、1000年に | す。しかし、子どやな一人の人間として歯角なか | や風圧の禁止などの発見の世間やあげやカーキ | での行め、誰の保護や印江する | 2 | 東京書籍 (P45) | |

| 数科書記述 | |
|---|----------------|
| ・急激に進む少子高齢社会に対応するためにも、女性の労働力が注目されています。男女共同参画の必要性は強く意識され、多くの自治体では、これを進めるための条例や制度を整備しています。一方で、これらの条例に対して「性差と男女差別を混同し、男らしさ、女らしさや日本の伝統的な価値観まで否定している」「女性の社会進出を強調するあまり、とにかく働くべきだという考えをおしつけ、子育てなどで社会に貢献している専業主婦の役割を軽視している」といる書もしなっています。 | 質鵬社(166~67、69) |
| ・わが国は、1985年に女子差別撤廃条約を批准し、男女雇用機会均等法の制定など女性差別をなくす取り組みをしてきました。また、1999年には、男女共同参画社会基本法を制定しました。これは、男女がともに、家庭生活を含めたあらゆる分野で責任を担い協力する社会(男女共同参画社会)をつくろうとするものです。わが国には、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っています。そのため、男性は働きすぎといわれ、女性は社会で能力され、 | 日本文数出版(P48~49) |
| ・女性は、仕事や職場において、採用や界男性よりも不利にあつかわれがちです。 民性よりも不利にあつかわれがちです。 には、「男性は仕事、女性は家事と育児」 定した性別役割分担の考えが残っている だられ、女性の社会進出をおくらせる原 でいます。職場などで性的ないやがらせ ヤル・ハラスメント)も問題になっている (昭和60)年に男女雇用機会均等法が得 雇用における女性差別が禁止されました 1999(平成11)年には男女共同参画社会 | 東古典教 (TAG) |

家族生活には、生計費の獲得や育児・家事が不 なりました。 **つれ、そのような役割分担は批判されるように** のしかたをさします。女性の社会進出が進むに 間の相互の理解と協力が大切であることに変わ 装主婦という形も ばなりません。いわゆる性別役割分業は、「男は 可欠です。家族はこれらを強力して行わなけれ 仕事に出て、女は家庭を守る」という役割分担 1して家事の負担がかかりすぎないようにする 声も上がっています。 はありません。 とも大切でしょう。 一方で職業をもつ女性には、 しかし、 家族の協力のひとしのあり どんな場合でも、 育児・家事に専念する専 家族が協 **%族の**

> 女性議員の数など、国や地方公共団体の政策決定 にかかわる女性の割合は、世界的にみても、著し

く低い水準にとどまり、改善が求められています。

庭生活の負担が大きく、それが社会参加をさまた

家事や育児や介護などの家

げています。管理職や専門職につく女性の割合や

を生かそうとしても、

いくことが必要です。また、管理職や専門職に就 育児休業の取得を促進し、また、保育所の整備を す。そのためには、育児・介護休業法に基づいて 男女共同参画社会を作ることが求められていま 制定され、男性も女性も対等に参画し活動できる いておられる女性の役割を高めていくことも必要 進めるなど育児と仕事を両立できる環境を整えて 1999 (平成 11) 年には男女共同参画社会基本法が ました。ならで、 ることが挙 制定され、 ます。1985 原因になっ 昇進などで や (ヤクツ その背景 という固

育児・家事に専念する専業主婦という形も、家族の協力のひとつのあり方である。一方、職業をもつ女性には、家族が協力して家事の負担がかかりすぎないようにすることも大切である。 どんな場合でも、家族の間の相互の理解と協力が大切であることに変わりはないと記述されている。

・[下練部]

「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という、男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、それが女性の社会参加をさまたげていると明記するとともに、その現状についても記述されている。

(下線部)

「男性は仕事、女性は家事と育児」という固定した性別役割分担の考えが残っていることが、女性の社会進出をおくらせる原因になっていると明記するとともに、その改善のための方策などについて記述されています。

| | | | - | | | | 零 | H | | Π | | | | | | | <u> </u> | , 맫 | | 支 | 牧 | | | | | Τ | 7 |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|--|-----------------------|---------------------------|---------|-----------------|-----------------------|------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------------|--|-------------------------|-------------|--------|
| いる。 | とするすべての権利が保障されると記述されて | を取得すれば、日本国民として選挙権をはじめ | されない。ただし、外国人であっても日本国籍 | 民のみにあたえられた権利は、外国人には保障 | ているが、権利の性質上、参政権などの日本国 | 国人が住んでいる。外国人にも人権は保障され | | | • | るすべての権利が保障されます。 | 得すれば、日本国民として選挙権をはじめとす | 16 % | になる権利は、今らは一部や制治が解かれてい | 利であると考えられています。しかし、公務員 | 利であるため、本来、国民のみに保障された権 | の意思を形成するという国民主権にかかわる権 | | のみにあた | | 生むことも | 東海や | | は在日韓国・朝鮮人や中国人など多くの外国人 | 歴史や近年の国際化の進展などにより、日本に | ・戦刑、日本が朝鮮半島や台湾を領土としていた | (P68~69) | -1 III |
| | • | | | と記述されて | ሌ . | | ていること | 植民地支配と記述するとともに、人権保障につい | ・(下線部) | | | | | 国にある差別の問題を解決するためには、私たち | ければなり : | ж. | | | | | /など様々な分野で活躍しています | ろでいます。これらの韓国・朝鮮の人たちは、経 | べせが | を植民地支配していました。現在、朝鮮から移住 | ・わが国は、第二次世界大戦が終わるまで朝鮮半島 | 日本文教出版(P53) | |
| | | | | | 〜 1.5 mm 1.5 m | 「ジョンキュン・川丘 ファッショントの名詞をとは「アン・一人をはなる。」という。 | が人がで組む。日本と4年)といれてでの6年 | 補民地 中間の時代に日本への数件 なる様なくます。 | • [下線部] | | | | | | 音楽の、こくてつが、代のの4フ(7:来り。 | | でいてもその豚母を関係できる。 エイ・出行フィン | の描写さなへなくとご中すくの考集へ活躍みのこ | やおおいた。での人をかいなかのお母を名言さいて | おアゲの中族やペーンは、「は、」のように入れて | 門で下した日本で油さといったとうでくている。阿 | | 43) 年の日本の韓国(年今) 下 7 時日中十四(年) | 第人が博で一トンサイトではいる。 まずましま 一条一条 一条 一 | *** | 東京書籍 (P47) | |

| 另 教 | 数科書記述 | |
|--|--|-----------------|
| ・[下級部] アイヌの人々への差別について、克服しなけれ ばならない問題となっていると記述している。 | ・このほか、アイヌの人々への差別やハンセン病 の元患者やエイズ患者・HIV感染者などへの 偏見も克服しなければならない問題となってい ます。 | 育鵬社 (P69) |
| ・〔下線部〕 明治政府が北海道を領土として組み入れた後のア イヌ民族への差別が具体的に記述されているとと もに、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める 決議」が国会で採択されたと記述されている。 | | 日本文教出版 (P52~53) |
| ・[下線部] 明治政府は北海道開拓の過程で、同化政策を進めたことや、アイヌ民族への差別が具体的に記述されているとともに、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で行われたと記述されている。 | ・アイヌ民族は古くから北海道、樺太(サハリン)、 千島列島を中心に、独自の言葉と文化を持って生活してきました。 <u>明治時代に、政府は、北海道開拓の過程でアイヌの人たちの土地をうばい、伝統的な風習などを禁止して同化政策を進めたため、アイヌの人たちは民族固有の生活や文化を維持することができなくなりました。</u> そして、それ以前からあったアイヌの人たちへの差別が強まりました。1997(平成 9)年に制定されたアイヌ文化版興法では、アイヌ次化を振興し、アイヌの伝統を尊重することが求められています。2008年には国会で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われました。現在、アイヌの人たちは、自分たちの文化の継承や、民族としての教育の充実などを目指しています。 | 東方婁辮 (P/7) |

| | | | | ಶ | 7. | . | | | | | | | | ř. | ¥ = | 当 時 | \$ \$ | 数位 | # | | | | | 外區 |
|------------|--|---|--|---|--------------------------------------|--------------|----------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------------|---|---|------------------------|---|-----------------------------|-------------------------|-------------|---------|
| | 過ぎてあり。 発言の対象には、 とはなくなったと記述されている。 | 全国民の国権で数グだった。1821年の歴民の 著行に盟子を終める者でする。回籍による | 門当のがつこの。 フジフ、 文明がも名団人も中一十四回、回名) 古ココドル・ | ののこの、学型人で栄養されるものではないか。 せいきょうしょう アンド・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 白沢種は国民が国で角角の希であるの種が、一キャイネーを同して足様された。 | | (一下给 故7) | | | | - | | | | | スク当年であり 6米約の名前でより、国籍でよ ストロボガイなでもしゃ | 毎年半里、光風半里なんでして、「は1981年の羅」のですでに関する名ではいていては、1881年の難 | かわれてではした。国民年金、児童天養主当、「行うれる」には、「のは、「の」では、では、」では、「の」では、では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」では、「の」 | これ、 夕町から外型人も日本型氏の同等にあし | 内方。 つかつ、 無緊保険、 昇出年金などにしい ドネ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | め、外国 | แดน | 育鵬社(P73) | 外国人の社会権 |
| | ? | いかなければならないと記述されている。 | たがいた理解し合って生きる社会をつくり上げて一 | 9 の必要があり、国籍や信条などがちがっても、 | 日本に任む外国人が社会で差別を受けないように | ・一家些 | | | | | | | | | <u> </u> | (生きる住会をつくり上げていかなければなりませ) | 糖や信条などがちがっても、たがいに理解し合っ | で差別を受けないようにする必要があります。国 | にふれることができますが、これらの人々が社会 | す。ともにくらすことで私たちは多様な国の文化 | \sim | ・日本でくらす外国人は、現在200万人をこえ、 | 日本文教出版(P49) | |
| のと記述されている。 | に助け合う共生社会を築いていくことが必要であ | ことを認めたうえで、たがいに尊重し合い、とも | に、私たちは、人々の生活や考え方などがちがら | 育、社会保障などの面で配慮が必要であるととも | 在日外国人に対して、言葉や文化のちがいや、数 | • (下線部) | ラアガインは、そのような気なの一したす。 | いの有無などにかかわらず利用できるユーバーサー | ません。例えば、言葉や文化、性別、年齢、障が | て暮らしやすい社会を実現していくことが欠かせ | とが必要です。そのためでは、すべての人にとっ | し合い、ともに助け合う共生社会を築いていくこ | などがちがうことを認めたうえて、たがいに尊重 | 配慮が必要です、私たちは、人々の生活や考え方 | や文化のちがいや、教育、社会保障などの面でも | けないようにしなければなりません。また、言葉 | この人たちが、学校や地域、職場などで差別を受 | ルーなどの南アメリカの日系人が増えています。 | ンなどのアジアなの米る人たれる、ブロジラなん | 在)。特に、1980年代後半以降、中国やフィリア | 人口のおよれ 1.6%をしめています(5013 年曲) | 年か外国人の数け曲ットキーなり | 東京書籍 (P49) | |

| | 书 教 | 数科書記述 | |
|-----------|--|---|--------------|
| | ・(下線部) 各種の法律や地方公共団体の条例に規定されている権利も多くなっていると記述されている。 その一例として、インフォームド・コンセントが記述されている。 | ・社会の大きな変化にともない、新しい権利が主 現されるようになっています。日本国憲法には 直接定められていませんが、そこから導き出さ れる権利として、知る権利やプライバシーの権 利、それに環境権などが主張されています。主 た各種の法律や地方公共団体の条例に規定され ている権利も多くなっています。例えば、発明・ 発案した者の利益を守る知的財産権(知的所有 権)や、自分の病気について知り、治療法を選 択する権利(インフォームド・コンセント)な どはその一例です。 | 育鵬社 (P76) |
| 11 × 1 00 | ・〔下線部〕 個人の生き方や生活のスタイルは、私たちがそれ個人の生き方や生活のスタイルは、私たちがそれぞれ自分の考え方にしたがって決定する自由を保障されるべきだというのが自己決定権であると記述されている。その一例として、インフォームド・コンセントが記述されている。 | ・個人の生き方や生活のスタイルは、私たちがそれ どれ自分の考え方にしたがって決定する自由を保 障されるべきだというのが、自己決定権です。例 えば、病気になったときに、病気について正しい 説明を受け、理解したうえで、治療などの医療行 為を自分の責任において選択する(インフォーム ド・コンセント)という考え方です。また、尊厳 死を望むことや、自分の死後に移植のために臓器 提供するかどうかをカードに記入して持つこと も、自己決定権を尊重するためのものです。 | 日本文数出版 (P59) |
| | ・〔下線部〕 個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に 決定する権利を、自己決定権というと記述されて いる。その一例として、インフォームド・コンセ ントが記述されている。 | 東京書籍(P61) ・ <u>個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に決定する権利を、自己決定権といいます。</u> この権利は、社会の発達にともなって人々の生き方が多様化する中で、主張されるようになってきました。医療では、患者が治療方法などを自ら決定できるように、手術などの際にはインフォームド・コンセント(十分な説明に基づく同意)が求められます。自らの死後の職器移植についての職器提供意思表示カードも、自己決定権を尊重するものです。 | |

| | | - | | 楔 | # # | | | • | | | | Ä | · 門 | 1 | 文 | 数位 | ţ | | | | |
|--------------|--------|------------------------|------------------------|----------------------------|--|------------------------|-----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------|
| | | | | 中央はあるが、中華状氏であり無非判決の内容ははない。 | ての記述はない。また、足利事件の新聞記事の行者には、これには、「一」では、「一」に、「一」では、「一」に、「一」では、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に、「一」に | 再審請求の記述はあるものの、「えん罪」につい | | | | | | | | | | | | | | | 育鵬社(P106~108) |
| | | | であると記述されている。 | において「えん非」を防ぐことは最も重要な課題 | 「えん罪」について記述しているとともに、裁判 | ・〔下線部〕 | 防ぐことは最も重要な課題です。 | 取り返しがつきません。裁判において、えん罪を | 自由をうばわれることは、本人の人生にとっては | し補償の請求ができますが、無実の人がえん罪で | た。被告人が無罪判決を受けたときには、国に対 | けました。逮捕からおよそ17年半が過ぎていまし | 2009 年に釈放され、翌年に、再審で無罪判決を受 | るDNA鑑定の結果犯人でないことが分かり、 | の刑で服役していた菅家さんが、最新の技術によ | ができます。足利事件では、殺人の罪で無期懲役 | 裁判のやり直しを求めて、再審の請求をすること | らかになったり、新しい証拠が出てきた場合は、 | 罪が確定したあとで、証言がうそであることが明 | ・えん罪とは、無実の罪で有罪となることです。有 | 日本文数出版 (P109) |
| 30,730,40,60 | さいセトンド | 取り調べの可視化や被害者参加制度についてきる | も重要な課題であると記述されている。さらに、 | にとって、無実の罪(えん罪)を防ぐことは、暑 | 「えん罪」について記述しているとともに、司法 | • [下級由] | | | きる、被害者参加制度などが設けられました | 一部の事件では、被害者が被告人や訴人に質問で | まえて行われることも重要な課題です。このする | ます。一方、刑事機判が推審者の表すです。 | 画・録音する、取り調べの可描がお始めてカイン | るように、整然や落然とは、 取り間がの一貫や命 | 適圧な捜査が行われたかどうかを再後に確認とす | 解)によって無罪でなったを対する中も、イントー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | たん有罪の判決を受けた人があり直しの典判(声) | ど行きすぎた捜査が原因ですん、罪が年まれ、いつ | 最も重要な課題です。 しかし、自由を始重するな | とって、無母の罪(みん語) | 東京書籍 (P97) |

| 较 |
|------------|
| <u>र</u> ा |
| 鬨 |

| 型 型 | 五型 | 数科書記述 |
|-----|---------------------------------------|--|
| | | 河岸 |
| | • . | C |
| | | |
| ·- | | |
| | 「株価」についての基礎的な記述 | 日本文数出版 (P185) ・株価(株式の値段)は、例えば、ある会社のが多く売れると、その会社の利益が上がり、を買いたい人が増えて、値が上がります。送業績が悪化したり、不祥事を起こしたりする株式を売りたい人が増えて、下がります。と供給によって株価も変化します。 |
| | 凝的な記述となっている。 | 会社の利益が上がり、株式、値が上がります。逆に、値が上がります。逆に、 神事を起こしたりすると、 えて、下がります。 どで売買されており、需要 変化します。 |
| | 「株価」についての基礎的な記述に 化についても詳細に記述されている。 | 東京書籍(P130~131) ・発行された株式は、人々の間で売買されることがあります。特に一定の条件を満たした企業の株式は、記券取引所で売買されます。記券取引所では、売買を通じて株式の価格(株価)が決定され、株式を売買したい人はその株価を参考にします。人々が株式を売買するのは、主に、株価の変動や配当によって利益を得るためです。株価は、その企業が今後どれくらいの利益を上げるのかという見通しや期待によって決まります。例えば、ある企業が画期的な商品を開発すると、その企業の利益が増加するのではないかという見方が強まり、多くの人がその企業の株式を購入しようとするため、株価が上がります。逆に、その企業の装績を悪化させそうな出来事が起こると、多くの人が株式を売ろうとするため、株価が下がります。 珠面は人々の期待を反映して変化するため、その企業の実績より大きく上がり下がりすることも見られます。 |
| | についての基礎的な記述に加え、その変 ても詳細に記述されている。 | 「の間で売買されることが、作件を譲たした企業の集み、れます。間券取引所では、体体(茶角)が決点され、森の茶面を参考にします。の茶面を参れてします。の水面をあるす。 株式をはった、 その企業のます。 のたい にい、 その企業のます。 のかに、 その企業のます。 のかに、 その企業のは、 その企業のは、 その企業のは、 その企業のは、 その企業のます。 ないった、 その企業の表面が下がのます。 を、 そのたまのます。 ない でものため、 その分が、 なんの人が、 なんの人が、 なんの人が、 なんの人が、 なんの人が、 なんの人が、 なんの人が、 なんのんが、 その合業 |

| ŀ | • |
|---|----|
| ł | 7 |
| l | 4 |
| l | ぐ |
| ١ | 7 |
| l | À |
| ı | 1 |
| l | 7, |

| | 考 | 数科書記述 | |
|----------------|--|--|---------------|
| | 「クレジットカード」の記載はあるが、その説明の記述はない。 | | 育鵬社(P133、152) |
| | 記載はあるが、 | | |
| | その説 | | |
| | クレジットカードを使うと、代金の支払いを待ってもらうことができる。ただし、後で自分の銀行から支払うことになるので、きちんと準備しておくことが必要であると記述されている。 | ・私たちがお店でものを買うときは、商品の代金をお金で支払います。この時のお金は、ふだん紙幣や硬貨などの現金を用います。そのほか、私たちは、図書カードで本を買ったり、プリペイドカードで電車に乗ったりすることができます。これらは、商品やサービスの前払いをするしくみですから、現金の代わりをしているといえます。クレジットカードを使うと、代金の支払いを待ってもらうことができます。ただし、後で自分の銀行預金から支払うことになりますので、きちんと準備しておくことが必要です。 | 日本文教出版 (P129) |
| しつにおめの配送のかっても。 | クレジットカードはお金ではない。カード会社が一時的に代金を立てかえるだけである。収入を考えずに商品を買いこむと、後で支払いに追われる | ・支払いには、現金や電子マネー、プリペイドカードなどのさまざまな方法があります。クレジットカードを利用すると、手もとに現金が無くても商品を購入できます。しかし、クレジットカードはお金ではありません。カード会社が一時的に代金を立てかえるだけです。収入を考えずに商品を買いこんでいると、後で支払いに追われることになりかねません。 私たちは、現在の収入だけでなく、先々の収入についても正しい見通しを立て、計画性を持ったより良い消費生活を営んでいく必要があります。 | 東京 |

| <u> </u> | | 零 | 开 | | | | | | | | - | | | <u>ب</u> يح | - unit | pel ish | - } # | 4274 | | | • | _ | • | , , <u>.</u> |
|-------------------------------------|------------------------|--|------------------------|---------|--------------------------|------------------------|----------------------------|-----------|-----------------------|--------------------------|---|---|---|---|---|--|--|-------------------------|---|---|--|--------------------------|----------------|-------------------------|
| | | ** | <u></u> | | - | | | | | | | | | 洪 | (II) | 鞭 | 本 | 教 | | | | | | 限上问题 |
| 主張していると記述されている。 | 諸島については、中国政府と台湾当局が領土を | 強く求めていると記述されている。また、尖閣 | 北方領土と竹島について、日本政府は返すよう | • [下線部] | | | | ければなりません。 | も、ねばり強い交渉でこれらの問題を解決しな | 源の確保だけでなく、船の安全操業の観点から | 海に囲まれている日本は、エネルギー・漁業資 | 中国政府と台湾当局が領有を主張しています。 | 際に統治)している沖縄県の尖閣諸島について、 | ほか、日本固有の領土で、日本が実効支配(実 | すよう強く求めています。これらの領土問題の | 拠がないまま占領)しています。日本政府は返 | 韓国が領有を主張し、不法占拠(国際法上の根) | たことがない土地)ですが、それぞれロシアと | らも日本固有の領土(一度も外国の領土になっ | 島、色丹島、歯舞群島)、島根県の竹島は、どち | ます。北海道に属する北方領土(択捉島、国後) | ・日本も近隣国と領土をめぐる問題をかかえてい | 育鵬社 (P176~177) | PLES |
| は存在しないと記述されている。 | していると記述している。尖閣諸島には領土問題 | いる。竹島については、韓国に何度も厳重に抗議 | 日本は、北方領土の返還をロシアに強く要求して | • 〔下線部〕 | <u>おり、領土問題は存在していません。</u> | ようになりましたが、現在日本が有効に支配して | れた 1970 年代になって、中国が領有権を主張する | | | れています。尖閣諸島は、1895年に閣議決定で沖 | 約でも北方領土と竹島が日本固有の領土と確認さ | <u> 厳重に抗議しています。サンフランシスコ平和条</u> | | | | ますが、いまだに実現していません。竹島は、1905 | 日本は北方領土の返還をロシアに強く要求してい | 連解体後もロシアが不法に占拠しています。現在 | <u> 領土です。しかし、1945年にソ連に占領され、ソ</u> | <u>択捉島は北方領土とよばれ、歴史的に日本周有の</u> | I | | 日本文教出版 (P179) | |
| 土である北方領土は、日本は領土の返還を待ち続けていると記述されている。 | 島は、中国が領有を主張している。日本固有の領 | だ職を終げたこれ。日本田村の留土よれるABH 対職を終げたこれ。日本田村の留土よれるABH | 竹島は、韓国によるケ天洋によぎょうロネやはよ | • [下線部] | | | | | 9,0 | 、の辺臓が持た続けていませ | ある北方領土を不洋で「地」となっ、日本は紀十つの七十四十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一十つの一 | は、「いな」とは、「は、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」、「な」 | 1/2 アン・毛どっつ風をごうごうに、エベンギーを流の関係などやロジア(なきになって、エベンギー) | する。ロシア通典との国際について、コート・コンア通典との国際について、コート・コンア通典との国際について、コート・コンア通典との国際について、コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・コート・ | 1/45) 1/2 941、国風の夕で夏味の奥ご続けた状で、日本人などの本学問題はある。 アンボ | 「「「いっち」」は、交叉を二つにし、ハヤイラーが発生したこれとは、 田間(今)があれずです。 | 19年1771年78年77、史解氏出土機人民共和国(宇宙等)は、安中零さが、そので、大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大 | たべたが、アジャイ・中本・特別の地が関係で使人 | い。「日本の国民の民士へのの大角語画でついて、日本の日本の日本の一人のの大角語画でついて、 | 1 日本の40~5~、日本文形は先職を続けています。日本の田布の領土ともでいます。 | は、一、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、 | ·日本の田村の紹子なれるなのは特にいて、「丁子」 | | |

| 书 农 | | 2 書記述 | 数 些 | |
|--|---|--|---|--------------|
| 国家とは、その領土に住む人々が憲法や法律、国家とは、その領土に住む人々が憲法や法律、日常の慣習などのルールを共有し、共通の政治体制の下に共存する空間であると記述されている。国民をひとつにまとめるものは、その国によってちがうが、何か共通のものを軸とした「わわわ」という意識をどこの国民ももっており、このような意識や国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展などのために行動しようという気持ちを愛国心というと記述されている。 | グラのを軸にした「われわれ」という意識を、 どこの国民ももっています。このような意識や 国家への帰属意識、国の名誉や存続、発展など のために行動しようと思う気持ちを愛国心とい います。この愛国心が、多様な人々をひとつの 国民へとまとめる重要な役割を果たしています。 | が保付されてきた文化や生活のあり方、そして、言語を共有します。こうした人々の集団が国民とよばれます。国民をひとつにまとめるものは、その国によってちがいます。しかし、 <u>何か共通</u> | ・国家とは、その領土に住む人々が憲法や法律、 目常の慣習などのルールを共有し、共通の政治 体制の下に共存する空間です。国家を構成する 人々は、単一の民族に属する必要はありません。 しかし、多くの場合、その国で歴史的につくら | 育鵬社 (P180) |
| ・「下級部」 国家が成り立つためには、領域と、そこに居住する人々(国民)、それらを統治する権力が必要であると記述されている。 | | 切な原則で、国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重することが、国際的な儀礼です。日本では、法律で日章旗を国旗、君が代を国歌としています。 | | 日本文教出版(P178) |
| ・[下線部] 世界には190余りの国家があり、ほとんどの 人々は、いずれかの国の国民として暮らしている。 国家は、国民、領域、主権によって成り立ってい ると記述されている。 | おり、主権国家間の国際関係は外交によって成り立っています。 | 支配されたり干渉されたりしない権利 (内政不干渉の原則) と、たがいに対等である権利 (主権平等の原則) を持つことを意味します。国際社会は主権を持つ国々(主権国家)を中心に権耐されて | | 東京書籍 (P171) |

| 书 赞 | 教科書記述 | |
|--|--|---------------|
| ・「「疾部」 国歌の斉唱(演奏)にあたっては、政治信条な どにかかわらず、起立して敬意を表すのが国際 的な慣例となっていると記述されている。 | ・国歌「君が代」の意味 国家は、国旗と同様に、その国そのものを代表するシンボルです。国歌の斉唱(演奏)にあたって、政治信条などにかかわらず、起立して敬意を表すのが国際的な慣例となっているのはこのためです。国歌は、その国の歴史、建国や政治の在り方、文化の中で生まれたその国の人々の「心の歌」なのです。 | 育鵬社 (P181) |
| ・「下級部」 すべての国の主権を平等に尊重し合うことが国際 社会の大切な原則で、国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重することが、国際的な儀礼であると記述されている。 | ・国家が成り立つためには、領域と、そこに居住する人々(国民)、それらを統治する権力が必要です。国内で統治権をもち、外から支配を受けずに独立を保つ国家を、主権国家といいます。すべての国の主権を平等に尊重し合うことが、国際社会の大切な原則で、国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重することが、国際的な儀礼です。日本では、法律で日章旗を国旗、君が代を国歌としています。 | 日本文教出版 (P178) |
| ・(下線部) 日本では、1999(平成11)年に法律で「日章旗」 が国旗、「君が代」が国歌と定められた。国どうし が尊重し合うために、たがいに国旗・国歌を大切 にしていかなければならないと記述されている。 | ・主権国家は、国家の象徴として、国旗と国歌を持っています。各国の国旗や国歌にはその国の歴史や文化が反映されています。日本では、1999(平成 11)年に法律で「日章旗」が国旗、「君が代」が国歌と定められました。国どうしが尊重し合うために、たがいに国旗・国歌を大切にしていかなければなりません。 | 東京毒雞 (P171) |

| | | _125*1 | _ | | | | | | | - | | • | | | | | | | • | | Т |
|----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--|-----------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------|
| | | * | 7 | | <u> </u> | ···· | | | | | | | 們 | # | 华 | 教 | ···· | | | | |
| されている。 | 連の在り方に対する日本の役割についても記述 | 記述するとともに、日本の立場やこれからの国 | 国際連合における日本の貢献や日本人の活躍を | • [下線部] | なければなりません。 | 本も国連の予算が適切に使われるように発言し | はそうした状況への抗議の部分もあります。日 | の問題があります。アメリカの分担金未払いに | た、国連にも無駄づかいや独裁国への援助など | 本の発言力は限られたものになっています。ま | りは実現していません。そのため、国連での日 | ており、日本の安全保障理事会の常任理事国入 | とともに依然として旧数国として位置づけられ | す。しかし、国際連合憲章で日本はドイツなど | 大切な役割を担って活躍している日本人もいま | 務局長や国際司法裁判所の裁判官など、国連で | るため、実質的には第1位です。ユネスコの事 | 拠出金額は、アメリカに何兆円もの未払いがあ | 国際連合に加盟しました。日本の国際連合への | ・日本は1956 (昭和31) 年、80番目の国として | 13 13 11 (1 100) |
| <u>-</u> | | | <u> </u> | | | | | | , | 115 | | | | 1-64 | /π | . (3) | —————————————————————————————————————— | <u></u> | | ' 1 | 14 |
| • | | | | 国連での日本の立場」 | | | | | | | | | | | | | | | - | | エチ人役工人 |
| | | | | の本田(| | | | | | | | | | | : | | :. | , | | | <u>تر</u> |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | • | の記述はな | | ÷ | | | | • | | | | | | | | | | | |
| | | | . ' | ूराय | | | . • | | ٠, | á | | | | | | | | | | | |
| | ·. | | | | | • | | | | | | | | | - | | | | | | |
| | | | · . | | | · | | | | | | | | | | | | | | | 東京書籍 |
| | | | H Y | るが無に | | | | | | | | | • | | | | | | | 1 | 夢籍 |
| | • | | I J | 国連での日本の今頃にのでは、 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ٠ | | 1.00 C 186.1 | 一一一 | | ٠ | | | | | | | | | | • | | | | | |
| | | | , PLINTE, 4 | 14.4 | | | | | | | | | - | , | | | | | | | |
| 1.0 | | |), y | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | -1 | - 1 |

| 对 | 教科書記述 | - |
|---|--|---------------------------|
| | [1] | 青鵬社 (P189) |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 「芸芸体介」の智事である。その問題 | |
| C () Bu 2) | ド う 式 語 | |
| (1) 検別 グローバル化の進展の中、地域統合が求められて いる背景を中心に「地域統合」として記述されて いる。 | ・現代の世界では、企業は、国境をこえて世界各国で投資や生産・販売活動を行うようになりました。21 世紀には、コミュニケーションや通信のための手段もまた飛躍的に発展し、世界の一体化(グローバル化)がいっそう進んでいます。こうして世界の国々は、国境のない市場経済に組みこまれるようになり、たがいを必要とする度合いがますます高まりました。また、ある国の経済危機が世界経済に大きな影響をおよぼしたり、鳥インフルエンザなど感染症の拡散が示すように、ある一つの国で発生した問題が別の国や地域に影響をおよぼすことが多くなりました。そのため、地域としてまとまること(地域統合)により、経済活動や他のさまざまな問題について、たがいの協力を行いやすくするためのしくみがつくられています。 | 口 才 十 毕 上 后 (D 100 - 100) |
| ・(下線部) グローバル化の進展の中、地域主義が求められている背景を中心に「地域主義」として記述されている。また、その具体的な組織にもふれている。 | 東京書籍(P176) ・EUのように、経済、環境、安全保障などの分野で、同じ課題をかかえている国どうしが特定の地域でまとまりを作り、協調や協力を強めようとする動きが、世界各地で強くなっています。このような動きが、世界各地で強くなっています。このようで、動きが、世界各地で強くなっています。このような動きが、世界各地で強くなっています。このような動きを地域主義(リージョナリズム)といいます。北アメリカで締結されている北米自由貿易協定(NAFTA)は、その一例です。東アジアや東南アジアでは、歴史、文化、言語などが多様で、一つのまとまりを作ることは難しいとされてきました。その中で、東南アジアでは、1967(昭和 42)年に地域の安定と発展を求めて東南アジア諸国連合(ASEAN)が設立され、経済、政治、安全保障などの分野で協力を進めています。また、ASEANに日本、中国、大韓民国(韓国)などを加えた会議なども活発に行われています。 | |

| ı | 1 |
|---|-----|
| 1 | 7 |
| 1 | 遇 |
| İ | 題 |
| Ì | • |
| ı | 压 |
| 1 | رعد |
| | 置 |
| | = |
| | 画 |

| (m) \(\tau \) | <u>.</u> | | | /يح | 23UL | | - } | 434 | | | | | | -RI |
|---|--|--|---|---------|-------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------|-----------|
| ・〔下線部〕 比 南北問題や南南問題を、資源をめぐる利害の対 較 立と記述されている。 | 保と地球環境の保護と経済の発展という、解決のむずかしい課題に直面しているのです。 | へめて世界全体が経済発展をとげることが予測 されます。現在、世界は資源・エネルギーの確 | (南南問題)でも資源をめぐる利害の対立が起きています。21世紀の今後は、発展途上国をふ | | 記 化という問題をまねいています。また、地球の | | 科 らしが築かれました。しかし、そうした大量生 | 数 先進国を中心とした世界経済の発展や豊かな暮 | 石燃料が大量消費され、それによって、今日の | ました。中でも石炭や石油、天然ガスなどの化 | 球の多への地下資源とエネルギーを消費してき | ・産業革命以後、急速な工業化が進み、人類は地 | 育鵬社 (P200) | 南北問題・南南問題 |
| ・〔下線部〕 すべての国の主権を平等に尊重し合うことが国際 社会の大切な原則で、国旗・国歌を国のシンボル として相互に尊重することが、国際的な儀礼であ ると記述されている。 | | | | | (UNCTAD) の数立を狭めました。 | るために、1962 年に国際貿易開発会議 | 問題とよばれます。国際社会は南北問題を解決す | とから、この経済格差とその解消の問題は、南北 | 付近から南半球にかけて位置しています。このこ | | • 1 | ・世界の国々には経済的な格差があります。先進国 | 日本文教出版 (P192~193) | |
| ・〔下線部〕 日本では、1999(平成 11)年に法律で「日章旗」 が国旗、「君が代」が国歌と定められた。国どうし が尊重し合うために、たがいに国旗・国歌を大切 にしていかなければならないと記述されている。 | | | | | | | | | | | | | 東京書籍(P176~177) | |